

胎内市教育振興基本計画

(第2期計画：令和元年度から令和5年度まで)

令和2年1月

胎内市教育委員会

はじめに

近年、人口減少、地域社会のつながりや支えあいの低下、価値観の多様化など急激な社会状況の変化に直面しております。

胎内市では、目指す教育の理念や方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を推進するために、平成25年12月に「胎内市教育振興基本計画」を策定しました。この基本計画には、胎内市が目指す教育理念として掲げている「教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み」の実現のために「健康な心身の醸成」「豊かな人間性の確立」「確かな学力の修得」「ふるさとを誇りに思う人間の育成」の4つの目標が教育大綱として位置づけられました。

そして、この4つの目標を実現するために、7つの基本方向、22の施策の柱を据え、それぞれの施策の「重点的な取組」や「推進指標」においては、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の機会に取組と成果、課題を整理してまいりました。

策定当初は、学校教育で「胎内市の教育の目指す姿」を共有するものの、その実現のための具体的な取組について、中学校区ごとで若干の相違等が見られたため、教育委員会のリーダーシップの下、更なる共通理解を図るとともに課題解決のために各学校等への支援を進めてまいりました。

また、中条中学校を除く3つの中学校の小規模化、少人数化の課題をはじめ、将来にわたる児童生徒数の減少に対応するため、今後の胎内市の小中学校の在り方について検討を深め、市民との情報共有の機会を設けるなどの取組を始めたところです。

このように、スポーツ・芸術・文化・教育それぞれの分野での課題について、第1期計画が終了したことに伴い、基本的部分は引き続き継承しつつも、令和元年度から計画終了年度の令和5年度までの「重点的な取組」及び「推進指標」について改めて見直すとともに、今後の教育活動の指針として第2期計画を改定し、教育理念の具現化に向け、全力で教育行政に取り組んでまいります。

令和2年1月

胎内市教育委員会

教育長 中澤 毅

目 次

はじめに

第1章	第2期計画について	
第1	計画概要	P 1
第2	計画の期間	P 1
第3	進捗管理	P 1
第2章	胎内市の教育の目指す姿	
第1	胎内市の目指す教育理念	P 2
第2	計画の目標	P 2
第3	7つの基本方向と施策の柱	P 3
第3章	施策の方向と展開	
第1	スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進	P 5
	1 子どもの体力向上	
	2 生涯スポーツの推進	
	3 競技スポーツの振興	
	4 芸術・文化の振興	
第2	安全教育と健康教育の推進	P10
	1 防災教育の推進	
	2 健康教育の推進	
	3 食育の推進	
第3	心豊かで広い心を持つ人材の育成	P13
	1 心豊かな人材の育成	
	2 家庭と地域が連携した社会性の育成	
	3 国際感覚を育む教育の実践	
	4 キャリア教育の推進	
第4	学ぶ子どもの育成	P20
	1 学力向上への取組	
	2 学校運営の改善	
	3 特別支援教育の推進	
第5	ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進	P25
	1 ふるさと教育の推進	
	2 文化財の活用と保護	
第6	安全な教育環境の整備	P28
	1 安全な教育環境の整備	
	2 情報活用能力育成の環境整備	
	3 教育の機会均等の確保	
第7	活力あるコミュニティーの形成	P31
	1 地域社会の確立	
	2 生涯学習の振興	
	3 学びを通じたコミュニティーの再構築	
	4 コミュニティ・スクールの充実	

第 1 章 第 2 期計画について

第 1 計画概要

平成25年度に胎内市が目指す教育の理念や方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「胎内市教育振興基本計画」を策定しました。

第 2 計画の期間

胎内市教育振興基本計画の期間は、10年間となっており、平成26年度から平成30年度までの5年間の第1期計画、令和元（平成31）年度から令和5（平成35）年度の5年間の第2期計画として、第1期計画終了時に計画の見直しを行いました。

第 3 進捗管理

これまで、本計画を着実に取り組み具現するため、毎年度実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において、本計画での重点的な取組、推進指標について進捗管理を行ってきました。第2期計画でも同様に進捗管理を行っていきます。



第2章 胎内市の教育の目指す姿

(第2章では平成25年に策定した理念、目標、7つの基本方針の再掲、新たに1つ加えた23の施策の柱を掲載しています。)

第1 胎内市の目指す教育理念

胎内市の教育活動やこれまでの成果と課題に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間を通して次のような教育の具現化を図ります。

教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み

日々変革する現代を生き抜き、ふるさとと日本の将来に貢献できるような、
自らの目標と夢を持ち続けられるたくましい精神^{かんよう}を涵養する。

第2 計画の目標

胎内市の教育が目指す姿の実現に向け、次の4つの目標を設定します。

健康な心身の醸成

- 健康で活力あふれるたくましい身体と体力を身につける
- スポーツを愛好し親しむ
- 自分の身を守ることができる
- 問題に積極的に挑戦できる
- 粘り強く取り組める忍耐力を持つ

豊かな人間性の確立

- モラルとルールを意識する
- 他とかかわり協調性を持ち、和を大切に
にする
- 思いやる心や感謝の心を持つ
- 優れた技術や芸術に触れる
- 自己実現を通して信念を持てるように
する

確かな学力の習得

- 楽しく学び、生きていくための学力を
つける
- 創造性を豊かにする
- 学ぶ意欲を持ち、自分で考え、判断し
行動できる
- 自分の思いや考えを伝える
- 読書の習慣化を通して読解力を身に
つける
- 夢や目標を持ち、努力する

ふるさとを誇りに思う 人間の育成

- ふるさとを知る
- 郷土の文化、歴史に親しむ
- 地域共同体の役割を知る
- ふるさとの発展に寄与する
- ふるさとのよさを発信する
- 他の地域や諸外国を知り、視野を広げ
る

第3 7つの基本方向と施策の柱

これらの実現のための7つの基本方針、新たに1つ加えた23の施策の柱を据え、具体的な施策に取り組んでいます。

1 スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進

施策の柱

- (1) 子どもの体力向上
- (2) 生涯スポーツの推進
- (3) 競技スポーツの振興
- (4) 芸術・文化の振興

2 安全教育と健康教育の推進

施策の柱

- (1) 防災教育の推進
- (2) 健康教育の推進
- (3) 食育の推進

3 心豊かで広い心を持つ人材の育成

施策の柱

- (1) 心豊かな人材の育成
- (2) 家庭と地域が連携した社会性の育成
- (3) 国際感覚を育む教育の実践
- (4) キャリア教育の推進

4 学ぶ子どもの育成

施策の柱

- (1) 学力向上への取組
- (2) 学校運営の改善
- (3) 特別支援教育の推進

5 ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進

施策の柱

- (1) ふるさと教育の推進
- (2) 文化財の活用と保護

6 安全な教育環境の整備

施策の柱

- (1) 安全な教育環境の整備
- (2) 情報活用能力育成の環境整備
- (3) 教育の機会均等の確保

7 活力あるコミュニティーの形成

施策の柱

- (1) 地域社会の確立
- (2) 生涯学習の振興
- (3) 学びを通じたコミュニティーの再構築
- (4) コミュニティ・スクールの充実

第3章 施策の方向と展開

第1 スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進

1 子どもの体力向上

【施策の基本方針】

- 子どもの体力の向上は、胎内市の将来の発展のためにも重要な課題です。スポーツを愛好し、親しむ児童・生徒の育成を目指します。
- こども園、保育園、小・中学校との連携を強化して、幼児・児童・生徒の体力の向上に努めます。

重点的な取組

- (1) 幼児・児童を対象とした運動に親しむプログラムの提供
NPO法人スポーツクラブたいないと連携し、幼児・児童や親子を対象とした運動が好きになるような楽しいプログラムの提供等を通して、運動習慣の二極化の解消を目指します。
- (2) スポーツ少年団、運動部活動への支援
 - 体を動かすことの楽しさや喜びを体感できる場となるスポーツ少年団活動等へ継続的な支援を行うとともに、小・中連携等による活動の場が広がる仕組みづくりを進めます。
 - NPO法人スポーツクラブたいない等と協力して、部活動指導員等の任用・配置を進めます。



推進指標

指標名		単位	前期目標	現状	R5年度
幼児・児童を対象とした運動に親しむプログラムへの参加者数		人/回	400/8	563/5	
小学校全児童に対するスポーツ少年団登録者加入率		%	50	34	
小学校全児童のNPO法人スポーツクラブたいない加入率		%		35	40
中学校全生徒数に対する運動部員加入率		%	90	75	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、昭和60年度との比較で90%以下の結果数（握力、50m、ソフト・ハンドボール投げ） ^{注1}	小5男子	種目		1	0
	小5女子	種目		2	0
	中2男子	種目		0	0
	中2女子	種目		1	0
スポーツが「嫌い」「やや嫌い」であると回答した割合 ^{注2}	小5男子	%		4.3	4以内
	小5女子	%		12.3	8以内
	中2男子	%		11.1	8以内
	中2女子	%		12.2	8以内
自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合 ^{注3}	中2男子	%		73.5	80
	中2女子	%		57.4	80

注1～注3：スポーツ庁における第2期スポーツ基本計画（平成29年度～令和3年度）を参酌して策定した胎内市スポーツ推進計画（平成30年度～令和9年度）の数値目標を推進指標とした。

2 生涯スポーツの推進

【施策の基本方針】

- 市民が生涯にわたって、スポーツを愛好し親しみながら心身の健康保持および増進に努めることができるよう、各種事業への支援や環境整備等を行います。

重点的な取組

- (1) NPO法人スポーツクラブたいないへの支援
平成30年に総合型スポーツクラブ、スポーツ協会、スポーツ少年団が一つになって結成されたNPO法人スポーツクラブたいないへの支援を通じて、スポーツ参加機会の充実を図ります。
- (2) 社会体育施設の管理運営
スポーツ活動の拠点として管理運営を行っている社会体育施設について、必要に応じて補修を行います。
- (3) スポーツの興味・関心を喚起する取組
たいない高原マラソン等をスポーツボランティア普及の好機とするとともに、スポーツツーリズムの取組も推進します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
NPO法人スポーツクラブたいない加入者数	人	750	2,011	2,400
社会体育施設利用人数（全施設）	人	157,000	221,041	
週1回以上、運動やスポーツを行う市民の割合（18歳以上） ^{注1}	%		35.0	50.0
スポーツに関わりたい（活動、指導、ボランティア等）と回答する市民の割合 ^{注2}	%		72.5	85
たいない高原マラソン等参加者数 ^{注3}	人		803	1,000

注1～注3：スポーツ庁における第2期スポーツ基本計画（平成29年度～令和3年度）を参酌して策定した胎内市スポーツ推進計画（平成30年度～令和9年度）の数値目標を推進指標とした。

3 競技スポーツの振興

【施策の基本方針】

- NPO法人スポーツクラブたいないとの連携を中心に、胎内市の競技スポーツ水準の向上を目指します。

重点的な取組

(1) ジュニア選手の育成・強化の推進

NPO法人スポーツクラブたいない等と連携し、ジュニア選手の育成・強化のための体制整備を進めます。

(2) アスリートに対する多方面からの支援の充実

県内のプロスポーツチーム、市内の企業チームや大学等との連携を広げ、競技者が直接指導を受けることにより、高い水準の競技を知り、更には競技力向上につながるよう支援します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
胎内市体育協会連盟員数 (H30.4～スポーツ協会)	人	1,500	562	
スポーツ教室等参加者数	人	500	313	500
全国大会への出場選手数 ^{注1}	小学生		8	10
	中学生		14	15
	高校生		46	50
	大学生		1	5
	社会人		30	30
	合計	人		99

注1：スポーツ庁における第2期スポーツ基本計画（平成29年度～令和3年度）を参酌して策定した胎内市スポーツ推進計画（平成30年度～令和9年度）の数値目標を推進指標とした。

4 芸術・文化の振興

【施策の基本方針】

- 創造力と感性を育み、夢と感動を与え、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため、芸術・文化の鑑賞、参加、創造の機会を提供し、芸術・文化水準の向上を図るための環境整備に努めます。

重点的な取組

(1) 発表と鑑賞機会の充実

小・中学校の児童・生徒および芸術・文化活動を行う個人や団体に活動成果の発表の場を提供するとともに、広く市民に対して優れた芸術・文化を鑑賞する機会を提供します。

(2) 芸術・文化振興策の充実

- 子どもから成人を対象に、芸術・文化に親しみ体験する機会を創出するために、各種団体の育成と強化を行います。
- 学校活動において、胎内市の芸術・文化団体や地元の人材、胎内市出身などゆかりのあるアーティストを招へいするなどの機会を創り出し、次代の担い手を育成します。

(3) 芸術・文化施設の充実

芸術・文化活動に関する情報の発信や交流の場となる施設の活動および内容の充実を図るとともに、新たな芸術・文化資源の発掘と地域振興に寄与する取組を進めます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
胎内市美術展作品出品者数	人	150	129	150
胎内市美術展・ジュニア美術展入場者数	人	2,500	2,872	3,000
産業文化会館多目的ホール利用者数	人	33,000	22,148	26,000
胎内市美術館入場者数	人	—	7,091	7,500

第2 安全教育と健康教育の推進

1 防災教育の推進

【施策の基本方針】

- 東日本大震災等の教訓から、学校の安全性を確保し、児童・生徒が生涯にわたり、自らの安全を維持できる基礎的な素養を身に付け、主体的に行動できる能力を育成する安全教育に取り組みます。
- 学校における組織的な取組の推進、地域社会や家庭などとの連携強化を図ります。

重点的な取組

- (1) 状況に応じて児童・生徒が主体的に行動する能力の育成
地震や台風、豪雨、洪水などによる自然災害や事故、火事、伝染病などの不慮の非常事態に応じて、自らの安全を守るための知識の習得や、主体的に行動する能力を育成する危険・事故回避訓練を実施するとともに、さらに共助・公助の視点から安全な社会づくりに貢献する意識の向上を目指した教育を推進します。
- (2) 学校や家庭、地域が連携した防災体制の充実
胎内市が策定した防災マップや各学校で策定の「震災対策マニュアル」と「風水害対策マニュアル」に基づき、学校での様々な場面をとらえた避難訓練を実施し、児童・生徒および教職員の非常時対応能力の向上に努めるとともに、災害時の避難場所を検討していきます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
防災教育の見直しを含めた津波災害等に係る避難訓練の実施校数	校	9	9	9

2 健康教育の推進

【施策の基本方針】

- 子どもに心身の健康に必要な習慣や知識、態度を修得させ、生涯を通じて自らの健康を管理する実践力などを身に付けさせるため、学校と家庭、関係機関等が連携し、地域全体で取り組みます。

重点的な取組

- (1) 健康な生活や病気の予防に関する指導や教育
児童・生徒が喫煙、飲酒、薬物との関わりや心身の機能の発達に関する理解および性感染症予防など性問題に関する正しい知識が得られるよう、早い時期から関係機関等と連携した教育の充実に努めます。
- (2) 生活習慣の改善や健康問題の解決に向けた家庭や関係機関との連携の推進
 - 「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣形成をはじめ、多様化する健康課題の解決に向けて、児童・生徒や保護者などの参加、幼・保・小・中の連携など、弾力的な運営による学校保健委員会を推進します。
 - メンタルヘルスに関する課題や虫歯予防、アレルギー疾患への対応など、家庭や地域の医療機関等と連携した保健指導の充実に努めるとともに、保健関係機関や学校医、学校歯科医、学校薬剤師と連携した病気の予防対策の充実に努めます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
小・中学校における関係機関等と連携した喫煙や薬物、性感染症などに関する指導教室の実施校数	校	9	8	9
児童・生徒や保護者などの参加、幼・保・小・中の連携など、弾力的な運営による学校保健委員会の推進校数	校	9	9	9

3 食育の推進

【施策の基本方針】

- 「胎内市食育推進計画」（平成29年度～令和3年度）に基づき、食と健康的な食生活を考えた、食習慣の見直しや、日本食の利点を再考したバランスの良い食事のとりかたなどについて、学校と家庭、地域で連携して取り組みます。
- 市民や各種団体、民間事業所と行政が協働し、食を通して郷土理解を深める取組や食文化の継承、心身の健康や感謝の気持ちを育む取組を推進します。

重点的な取組

(1) 学校給食の充実

- 「学校給食衛生管理基準」に基づいた安全で安心な学校給食の提供に努めます。また、子どもたちにとって魅力ある献立を取り入れたり、各学校での給食指導を丁寧に取り組んだりすることで、残渣量の減少に努めます。
- 平成27年3月に国から出された「食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギーをもつ子どもたちが安心して給食を食べることができるよう、食物アレルギー対応に徹底して取り組みます。

(2) 地域の食材を提供する学校給食

学校給食では米粉などの地場産物を活用し、地域の食文化や自然の恵みに対する理解と感謝の気持ちを育むように努めます。

(3) 家庭・地域と連携した食育の推進

- 規則正しい食生活や食事マナーの指導、食べ物や生産者への感謝の気持ちを育むことは家庭での役割と考え、家庭での食育の推進、とりわけ朝食の喫食習慣づけに取り組みます。
- 伝統的な食文化を次世代に伝えるため、地域や各種団体と連携して給食に伝承料理・郷土料理を取り入れます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
学校給食の残渣量（全校の1回当たり）	kg	60	52.90	
学校給食の残渣量（一人当たり） ^{注1}	g		23.30	20.00
学校給食の地場産の使用割合（品目数）	%	20.00	27.00	30.00
朝食喫食率（全校の平均値）	%	98.00	93.06	98.00

注1：残渣量の一人当たり追記の理由は、全校当たりだと大規模校が多くなる傾向がみられるため、一人当たりの指標に改めた。

第3 心豊かで広い心を持つ人材の育成

1 心豊かな人材の育成

【施策の基本方針】

- 幼児期から小・中学校までの重要な子どもの成長期間に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、感性が豊かで、生命の重要性や人権を尊重できる人間に育成できるように努めます。
- 子どもの豊かな心を育むためには、子どもたちの活動に保護者や地域住民の参加を促すなど、市民一体となって明るく健全なまちづくりに向けた取組を推進します。

重点的な取組

- (1) 道徳教育や人権教育、同和教育の充実
 - 子どもの心の育成のため、規範意識や命を大切にする心、差別を許さない心などを育む方策を重視した道徳教育の全体計画を作成します。
 - 自己の生き方や人間としての生き方を深める道徳教育の充実を推進します。
 - 「第2次胎内市人権教育・啓発推進計画」に基づいて、学校教育・社会教育における人権教育、同和教育を推進します。
 - 各園、各学校において、人権教育、同和教育の職員研修を確実にを行い、職員の人権意識を高めます。
- (2) いじめや不登校などに対する取組の推進
 - いじめや非行、不登校、自殺の問題に対し、幼児期からの計画的かつ丁寧な指導に取り組みます。また、それらの防止に向けての組織や環境づくりに、学校と家庭、地域、教育委員会が連携して取り組みます。
 - 子どもの心の問題や学力不振、小1プロブレム、中1ギャップ、不登校などに起因する問題事象等の早期発見、早期解決を目指し、教育相談体制の整備、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、関係機関と連携して取り組みます。
 - 教育相談機能を強化するとともに、訪問指導や適応指導教室の機能を充実させながら、問題を抱える子どもたちや保護者を学校と連携を図り、計画的に支援します。

(3) 子どもの読書活動の推進

読書はいかなる年代でも欠くことのできない必須の知的活動です。策定した「胎内市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立図書館の図書館司書による園・学校への巡回指導や、読書活動にかかわるボランティア関係団体等との連携、子どもの読書活動の充実にに向けた取組を推進します。

(4) こども園・保育園と小学校との円滑な接続

幼児期の教育活動から小学校以降の教育活動への滑らかな接続を目指したこども園、保育園と小学校の連携強化と速やかな指導計画の一体化を図り、円滑な接続を見とおした教育課程の編成、実施に取り組みます。

(5) 小学校と中学校との綿密な連携

小学校段階から中学校段階へ移行すると、不登校の人数や問題行動が増える、いわゆる「中1ギャップ」の現象が見られます。そのため、小学校と中学校が綿密に連携をとりあい、9年間を見据えた教育課程を編成したり学校行事を計画したりします。

(6) 子どもの発表機会の推進

「わたしの主張大会」や「ジュニア音楽祭」などの開催、「いじめ見逃しゼロスクール集会」での子どもたちの発表など、児童・生徒の社会の一員としての自覚と健康な心身の発達に努めるとともに、市民がその健全育成に理解を深めることを目的とした取組を推進します。



推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
「胎内市教育の日」における保護者等の参加型の道徳授業の実施校数	校	9	9	9
人権教育、同和教育に関する校外研修に参加した教職員の割合が90%以上の学校数、こども園数	校	9	9	9
	園	1	—	1
人の役に立っていると思う児童・生徒の割合が85%以上の学校数	校	9	9	9
小・中学校の暴力行為の発生件数	件	5未満	3	5未満
小・中学校のいじめの認知件数	件	3未満	36	
小・中学校のいじめの認知状況 ^{注1}	件		—	児童生徒100人当たりの認知件数7.5人以上
小・中学校の不登校の児童・生徒数（年30日以上欠席者）	人	10未満	20	15未満
こども園・保育園、小学校における学校支援ボランティアによる読み聞かせや図書紹介等の取組件数	校	5	5	5
	園	4	—	5
こども園・保育園と小学校との円滑な接続を見通した教育課程の編成・実施状況 ^{注2}	ステップ	ステップ3	ステップ3	ステップ3

注1：小・中学校の、いじめの認知件数は大幅に増えている。このことは「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」（平成30年3月26日 文部科学省）における、「いじめの認知に関する文部科学省の考え方」を踏まえて、児童生徒100人当たりの認知件数に改めたことによる。

注2：こども園、保育園と小学校との円滑な接続を見通した教育課程の編成・実施状況。
 ステップ1：年数回の授業、行事、研究会等の交流はあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
 ステップ2：授業、行事、研究会等の交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
 ステップ3：接続を通して実施された教育課程について、実践結果から、更によりよいものとなるように検討が行われている。

2 家庭と地域が連携した社会性の育成

【施策の基本方針】

■ 子どもの社会性を育むため、学校と家庭、地域が連携した各種体験活動の取組を積極的に推進します。

重点的な取組

(1) 地域学校協働活動^{注1}の推進

学校支援ボランティアを核とした地域学校協働本部^{注2}体制を学校と連携して整備します。そして、地域の大人が子どもの成長に様々な形で関わることにより、子どもたちに多様な体験の機会を提供し、規範意識やコミュニケーション能力を向上させます。

(2) 放課後支援活動（放課後子ども教室）の充実

様々な経験や技能を持つ地域住民の力を活かし、子どもたちが学習やスポーツ活動、文化活動、交流活動を行う機会や活動拠点（居場所）を提供します。

(3) 家庭教育支援活動の推進

お手伝いなどで、日常体験の重要性について理解を得るための講演会の開催をはじめ、家庭での体験を奨励する取組を推進します。

(4) 子どもの育成団体への支援拡充

地域での体験活動の充実のため、地域の子ども会などが実施する体験活動を支援します。

注1：地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動をいう。具体例としては、合同防災訓練、地域清掃・海岸清掃活動、地域の行事・ボランティア活動への参画、学校に対する様々な支援活動、各教科及び総合的な学習の時間のゲストティーチャー、地域課題解決学習、ふるさと学習等。

注2：地域学校協働本部とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制をいう。その構成員例としては、学校支援ボランティア、PTA、地域の高齢者・成人・学生、保護者、社会福祉協議会、商工会議所、青年団、NPO、民間企業等がある。

(5) あいさつ運動の推進

あいさつは人間関係をつくる第一歩という考えのもと、「誰とでも明るくあいさつを交わす子どもの育成」を目指して、胎内市で毎月「あいさつの日」を設定し、学校と家庭、地域が連携した、あいさつ運動を推進します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
地域学校協働（旧学校支援地域本部）活動数（安全パトロール除く）	回	360	379	400
放課後子ども教室に参加する児童の割合	%	40	29	30
体験活動を実施する子ども会の割合	%	50	65	65
家庭教育支援講演会等の主催回数	回	5	1	5
進んであいさつする子どもの割合	%	80以上	80以上	85以上



3 国際感覚を育む教育の実践

【施策の基本方針】

- 国際的に活躍できる人材の育成を目指し、コミュニケーション能力を育む取組を推進します。
- 子どもが日本文化に対する理解を深め、日本人としてのアイデンティティーを大切にしつつ、他国の文化や伝統を理解、尊重できる豊かな国際感覚を持つ人材の育成に努めます。

重点的な取組

国際理解教育の推進

- 小・中学校にALT講師を派遣し、子どもの英語力向上や、国際社会で生きていくために必要なコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、地元高校の教員や生徒を小・中学校に受け入れ、英語による交流活動を推進します。
- 言語や習慣が異なる国の人々との交流や、調べ学習などを通して、自国及び他国の文化や伝統を理解し、尊重する態度を育み、国際感覚を向上させる国際理解教育を推進します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
ALTとの学習に意欲的に取り組んでいる子どもの割合	%	80	93.8	
外国語・外国語活動の学習に主体的に取り組んでいる子どもの割合 ^{注1}	%		—	85

注1：従来のALT学習ではなく、外国語・外国語活動の教科化に伴い推進指標を改めた。

4 キャリア教育の推進

【施策の基本方針】

- 就業意識・職業観の未熟さや、学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さが問題となる中、職業を通じて社会の一員としての役割を果たすことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付け、将来の夢や目標を持つ子どもの育成を目指します。

重点的な取組

社会的・職業的自立に向け、将来の目標を見出す教育の推進

- 「胎内市人材バンク」（胎内市職場体験学習協力事業所一覧表、胎内市体験学習等授業協力者一覧）を立ち上げ、地域コーディネーターを中核として、中学生の職場体験学習や、小学生が地域のプロフェッショナルに学ぶ機会を地域関係者と連携した活動を通して創出します。
- 小・中学校の教育活動において、高校生・専門学校生・大学生など上級学校の生徒・学生を招くことにより、交流を図りながら互いの人間関係形成能力や将来設計能力を高める活動を推進します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
将来の夢や目標を持つ子どもの割合	%	85	85.5	90



第4 学ぶ子どもの育成

1 学力向上への取組

【施策の基本方針】

- 児童・生徒一人一人の確かな学力の向上に向けて、全校体制の授業改善及び中学校区における小・中学校の連携を推進するとともに、学校と家庭との連携を強化し、家庭学習の習慣化と質的な向上を図ります。

重点的な取組

- (1) 少人数指導、TT指導^{注1}などによる個に応じた指導の充実
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進するため、教員の指導体制の整備や教育環境づくりに努めます。
- (2) 家庭と連携した学習習慣の定着と生活習慣の改善
指導と評価の一体化に留意して授業を展開し、家庭学習に結び付けるとともに、保護者と連携して学習習慣の定着と生活習慣の見直しに取り組むことができるよう、学校への指導・支援に努めます。
- (3) 教員の指導力向上
 - 「新学習指導要領」の趣旨を考慮した学習指導が展開できるよう、PDCAサイクル^{注2}を活かした「学ぶ楽しさ」や「分かる喜び」が実感できる授業づくり、全校体制での学力向上を図る取組に対し、教員研修の充実や授業力向上などの支援に努めます。
 - 学力テストなどの適切な分析、子どもたちに必要とされる学力の見極めやそれに伴う教員の指導力向上を図るため、教育センター機能の充実に努めます。

注1：「チーム・ティーチング指導」複数の教員が協力して授業を行う指導方法である。

- ・ 1学級（教科）の指導を複数の教員が担当し、複数の教員の目で、きめ細かく指導する。一人の教員が授業を進め、他の教員は児童・生徒の理解に応じて個々への指導を行う。
- ・ 1つ又は複数の学級を集団の質によって編成しなおし、それぞれの教員が集団に適した指導を行う方法。

注2：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価・検証）、Action（改善）の各課程を順に実施し、教育活動の充実を図るもの。サイクルの期間は、取組内容により1月、半年、1年など様々である。

推進指標

指標名		単位	前期目標	現状	R5年度
「授業が分かる」児童・生徒の割合（自己評価）	小学校	校	95%以上 5	95%以上 5	95%以上 5
	中学校	校	90%以上 4	90%以上 3	90%以上 4
学習習慣強調週間における「ノーメディア（情報メディア）にチャレンジ」の取組で目標達成の学校数	小学校	校	85%以上 3	85%以上 3	85%以上 5
	中学校	校	75%以上 2	75%以上 2	80%以上 4
学力検査NRT（全国標準学力検査）における5段階評定の下位層（評定1・2）の割合の減少、上位層（評定5）の割合の増加	小学校	%	1・2段階 15% 5段階 7%	1・2段階 12% 5段階 8%	1・2段階 10% 5段階 10%
	中学校	%	1・2段階 25% 5段階 7%	1・2段階 26% 5段階 4%	1・2段階 20% 5段階 8%



2 学校運営の改善

【施策の基本方針】

- 近年の学校教育が抱える多様な課題を解決していくため、学校支援ボランティアの積極的活用や実効性のある学校評価に向けた改善など、地域とともに歩む学校づくりを推進します。
- 教員が個々の子どもに向き合い、きめ細かな教育に専念できるよう、学校の多忙化の解消など学校運営の改善に向けた指導と支援に努めます。

重点的な取組

- (1) 教育目標の具現に向けた保護者や地域との積極的・計画的な連携
学校の在り方についての現代的な要求を理解するとともに、地域の特徴を加味した特色のある教育プログラムを保護者や地域の方々の声を生かし策定します。そのために地域と学校関係者のコミュニケーションを密にし、積極的に同プログラムを完遂するために学校を支援します。
- (2) 実効性のある学校評価の推進
学校は、家庭や地域と目標や課題を共有し、積極的な参画や連携協力による学校づくりを推進します。そのために、学校運営協議会委員とともに、学校や地域の課題に基づく評価項目の精選を行い、学校の重点的な取組を検討します。
また、学校評価の結果を共に分析することで、教育活動の改善につなげていきます。
- (3) 学校の多忙化解消
 - 学校事務の共同実施の一層の推進に合わせ、学校校務用支援システム^{注1}をはじめ情報通信技術を活用した校務の効率化、負担の軽減化を進めるとともに、市単独の調査、報告文書の削減に努め、学校の多忙化解消を推進します。
 - 学校で増加する特別な支援を要する児童・生徒の対応や生徒指導上の問題に対応するため、介助員や学習指導補助員の配置、関係機関と連携した市サポート体制の構築などによる積極的な学校支援に努めます。

注1：児童・生徒に関する情報（成績や健康管理）や学校のスケジュールなど、様々な情報をデジタル化し、教育委員会、各学校間又は教職員間で共有できるシステム。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
学校評価における「学校支援ボランティアの積極的・計画的活用」に関する肯定的評価の割合	%	100	100	100
中学校区学校関係者評価の導入などによる小・中学校が連携した学校評価の改善校区数	中学校区	4	4	4
学校校務用支援システムにおける利用可能な機能の活用度	%	100	100	100



3 特別支援教育の推進

【施策の基本方針】

- 教育と福祉、保健、医療などの各分野の関係者が連携して、子どもたちの健やかな成長を促し、自立と社会参加を支援する「胎内市教育相談体系化連携事業」を推進します。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築など、障がいの有無に関わらず、多様な教育的ニーズや能力に応じて子どもの生きる力を育む指導や支援に取り組むとともに、こども園、保育園、小・中学校および関係機関における情報の共有化と役割分担の明確化により、連携の強化に努めます。

重点的な取組

特別支援教育推進体制への取組

- 特別な教育的ニーズのある児童・生徒について、こども園・保育園、小・中学校における「個別の指導計画」^{注1}の作成はもとより、学校や家庭、関係機関等が連携して「個別の教育支援計画」^{注2}を適切に作成し、その活用を通して指導の充実を図り、入学前・進路先との引継ぎが組織的に行われるような体制づくりを推進します。
- 支援を必要とする児童・生徒が今後も増加し、対応も多様化する傾向にあることから、特別支援教育に携わる教員の資質向上と、施設・設備等の教育環境の充実に努めます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の作成校数	校	9	9	9

注1：幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、指導方法を盛り込んだ、園や小・中学校ごとに作成される、きめ細かい指導計画

注2：一人一人の障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、また保護者の参画や意見を聴くことなどが求められる。

第5 ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進

1 ふるさと教育の推進

【施策の基本方針】

- ふるさとの自然や環境、歴史、伝統、文化についての学習や地域の学習資源等を活用した体験学習を通して、地域への理解を深め、大切にすることを育てます。
- ふるさとを継承し、発展させるための形成者としての資質を養い、次世代の地域社会における人材の育成に努めます。

重点的な取組

- (1) ふるさと体験学習の推進
 - 学校と地域、行政が連携し、子どもが地域の自然や歴史、文化などについて学校で学習する「ふるさと教育」を推進します。
 - 自然や産業、歴史、芸能などの各種講座を開催し、そこに住む住民が地域を知る場を提供するとともに、「地域の先生」の掘り起し、育成に努めます。
- (2) 総合的な学習の時間や体験学習での文化財、社会教育施設の活用
文化財、社会教育施設を活用し、歴史体験学習や自然体験学習を通して、地域の歴史や文化、自然環境に対する理解や愛着を深める教育を推進します。
- (3) 郷土芸能に対する理解や継承への取組、郷土を愛する人材の育成
地域との連携により、子どもたちの伝統芸能への参加を奨励し、各地域の伝統芸能の継承に向けた取組を支援します。
- (4) 郷土の偉人の周知
城氏や中条氏、黒川氏、会津八一など、胎内市に関わりのある人物を通じた郷土の偉人の歩みを知り、遺徳を偲ぶ機会を提供します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
学校授業での地域の学習資源等の採用学年数（小学校）	学年	18	27	30
文化財、社会教育施設での体験学習学年数（小学校）	学年	18	28	30

2 文化財の活用と保護

【施策の基本方針】

- 市内に所在する多数の文化財を通じてふるさとの歴史や伝統、文化についての学習、それらを活用した体験学習から、地域への理解を深め、自分が住む地域を誇りに思う心を育てるとともに、文化財の保護、継承に努めていきます。

重点的な取組

- (1) 郷土の歴史への理解のための史跡・文化財の活用
 - 国指定史跡城の山古墳や奥山荘城館遺跡、県指定考古資料の分谷地A遺跡の縄文漆器などを活用するための拠点施設整備を行い、郷土の歴史への理解を深める取組を推進します。
- (2) 近代化遺産等の活用
 - 黒川油田（シンクルトン記念公園）、宮久炭鉱、持倉金山などの近代化遺産、路傍の碑・石仏から先人の歩みを学ぶ機会を創出します。
- (3) 地域文化財の情報発信
 - 市外へ文化財情報を発信し、地域で気付かなかった魅力を外からの視点で見直すことにより、新たな気付きを発掘します。
 - 他の地域の人とのふれあいの中で地域の価値を再認識し、子どもから大人まで楽しめるロマンあふれる文化財の普及啓発事業を推進します。
 - 地域の特色ある文化財をコースごと、テーマごとにまとめたリーフレット等を作成し、市内の文化財および文化的街並み景観を積極的に紹介していきます。
- (4) 地域文化財の保護、継承
 - 市内の貴重な文化財を適切に保護し、後世に継承していくためには、日頃からの保護管理意識を高め、虫害や自然災害などによる損傷に注意を払うことが重要であることから、定期的に現地調査を行い、文化財的価値を損ねることがないように、保存修理を継続していきます。
 - 地域の文化財、歴史遺産を計画的に発掘・整備・継承するため、国から示された埋蔵文化財保護行政を担当する専門職員の育成指標に基づき、専門知識を有する職員の採用、育成に努めます。
 - 平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づき、マネジメント研修を受講し、「胎内市文化財保存活用地域計画」を作成します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
文化財めぐり、講演会等の開催回数	回	6	5	8
表示板、散策道等の整備箇所数	か所	70	65	70
文化財、樹木等の総合調査回数	回	6	3	5
ボランティア・ガイド育成講習会回数	回	10	10	12



第6 安全な教育環境の整備

1 安全な教育環境の整備

【施策の基本方針】

- 事件や事故、自然災害の危険から子どもの安全性を確保するため、家庭や地域、関係機関との連携に必要なコミュニケーションを強化し、学校施設の耐震化を含めた防災機能強化と老朽化対策に努めます。

重点的な取組

- (1) 地域と連携した学校内外の安全確保へ向けた取組
 - 子どもたちへの交通安全や防犯に対する教育を推進し、「自分の身は自ら守る」という意識を高めるとともに、地域における交通安全対策、防犯対策の環境整備を促進します。
 - 「胎内市子どもを見守りタイ」や「学校支援ボランティア」などとの連携を強化し、「地域の安全は地域で守る」を合言葉に学校と家庭、地域および関係機関の連携により、子どもたちの安全を守る環境やシステムを構築します。
 - 登下校時における児童生徒の安全確保については、学校、教育委員会、警察、道路管理者等関係機関が、連携、協働して通学路の安全点検や安全確保を図っていきます。
- (2) 学校施設の非構造部材の点検強化

非構造部材（天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚など）の点検実施により危険箇所の早期発見、また、危険性を把握することで、予防的な対策に結び付けていきます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
関係機関と連携した防災・防犯教育等実施回数	回	3以上	2	3
小・中学校非構造部材の点検の実施（年2回）	校	9	9	9

2 情報活用能力育成の環境整備

【施策の基本方針】

- 情報活用の実践力、情報の科学的な理解とモラル等、情報社会に参画する態度をバランスよく習得するための環境整備を推進します。

重点的な取組

- (1) 学校のICT（情報コミュニケーション技術）環境整備
現代のネット時代に対応するため、学校教育の現場においても最新のデジタル教科書、教材などの設置に努めます。
- (2) 教員の指導力向上
教員のICT活用指導力を高める校内研修の推進により、指導方法を改善し、教員が子どもたちに応じた指導を行い、適切な情報活用能力を育成することを目指します。
- (3) 教員のサポート体制
情報通信技術の活用を普及、定着させるため、外部人材等の研修により、情報端末やデジタル機器のトラブル、情報通信ネットワークの障害対応などの技術支援はもとより、情報通信技術を活用した授業をすべての教員が行えるよう支援します。
- (4) 青少年の有害情報対策
インターネット、スマートフォンなどによる有害情報から子どもたちを守るとともに、トラブル（いじめ）や犯罪に巻き込まれないように、啓発活動を行うことにより、子どもはもちろんのこと家族や教職員の理解につなげる取組を推進します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
電子黒板等の設置率（各クラス1台）	%	100	72	100
情報支援員による教員へのサポートと自立支援によりICT活用指導力のある教員数 ^{注1}	%	100	—	
教材研究・指導の準備・評価や校務などにICTを進んで活用している教員数 ^{注2}	%		—	80

注1：情報支援員が未配置になったことによるもの。

注2：プログラミング教育の充実のために新たに指標を設けたものである。

3 教育の機会均等の確保

【施策の基本方針】

- 家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもに就学機会を保障し、社会を生き抜く力を身に付け安定的な雇用につなげるため、奨学金制度や就学支援による教育の機会均等の確保に取り組みます。

重点的な取組

奨学金の貸与及び必要に応じた就学支援

- 学業に優れ、かつ、心身ともに健全な学生であって、経済的な理由により、就学が困難な者に対して奨学金を貸与します。
- 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用を援助します。

推進指標

第1期同様、数値の大小で評価できないため推進指標は定めませんが、引き続き、奨学金制度や就学支援による教育の機会均等の確保に取り組みます。



第7 活力あるコミュニティの形成

1 地域社会の確立

【施策の基本方針】

- 活力あるコミュニティの形成を目指し、地域の特性を活かした取組や、こども園・保育園、小・中学校および家庭、地域との信頼関係を構築する取組を支援します。
- 郷土の歴史を知り、自分が住む地域の成り立ちを学ぶことで、地域を誇りに思う人づくりを推進します。

重点的な取組

地域の特性を活かした取組への支援

- 生涯学習施設や集落の施設において、地域の文化や教育資源を活用した学習と地域住民や学校および団体との連携による交流事業などを進め、地域コミュニティを形成する学習活動を支援します。
- 地域課題の解決や住民参加を促す人材として、主体的に行動できる地域のリーダーを養成します。
- 自分が住む地域の歴史や芸能講座による学習など、地域をより深く知る機会を創出し地域のつながりを深めます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
地域リーダー養成講座受講者数	人	50	10	20



2 生涯学習の振興

【施策の基本方針】

■ 市民が生涯にわたり、自主的、主体的に学びを続けていくことのできる学習環境の充実と地域課題の解決に向けた学習機会を提供します。

多様なニーズに対応するため、民間団体などと連携、協働した学習活動の展開により、自己実現と社会参加を促し、循環型生涯学習社会を目指した人づくり、地域づくりに努めます。

重点的な取組

(1) 生涯学習の充実

- 公民館や社会教育施設における学習情報の提供及び、幅広い学習課題に対応するための相談窓口を設置するなど、自主的な学習活動を支援する環境の充実を図ります。
- 学習の場の提供や公民館活動により、地域の仲間や絆づくり、まちづくりを支援し、学習成果を地域につなげる循環型の生涯学習社会を目指します。
- 公民館活動については、中央公民館を核として、地区公民館・各社会教育施設・各地域のコミュニティー施設と連携し、系統的なプログラムの提供と内容の充実に努めます。

(2) 生涯学習基盤の整備における市民協働

- 市民の学習拠点となる施設（スポーツ、芸術・文化、史跡・文化財等の施設を含む。）の整備を行う場合、多様な生涯学習事業の用途に対応し、各種施策の展開ができるように配慮するとともに、計画策定段階から関係機関や団体の代表者、専門分野における有識者、一般市民の参画を得ながら、市民協働による基盤整備を進めます。
- 社会教育委員会（公民館運営審議会）、スポーツ推進審議会、文化財保護審議会などの附属機関・外郭団体の協議が活性化するように、現実的・将来的な課題の提起に努めます。
- 生涯学習施設（スポーツ、芸術・文化、史跡・文化財等の施設を含む。）の管理・運営、イベントの企画立案などにおいては、民間団体や一般企業などと連携しながら、より市民のニーズに寄り添った基盤整備に努めます。

(3) 生涯学習施策の関係機関との連携

生涯学習関連のイベント、講座、教室の開催にあたっては、市長部局ほか、県・近隣市町村等関係機関との十分な連携を図りながら実施します。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
公民館利用者数	人	50,000	46,023	48,000
図書館図書貸出冊数	冊	80,000	64,903	67,500



3 学びを通じたコミュニティの再構築

【施策の基本方針】

- 社会全体の教育力を向上させ、社会が人を育み、人が社会をつくる好循環を生み出すことにより、様々な地域課題を、多様な主体の協働によって解決できる社会を実現するため、絆やコミュニティの再構築に向けて取り組みます。
- シニア世代を中心とした地域の大人が、学校活動への参加や子どもたちとの交流の機会を持つことにより、生涯にわたり元気に過ごし、社会参画をすることを促します。

重点的な取組

- (1) 学校支援活動の推進
地域学校協働本部により継続的な広報・啓発活動や、学校支援ボランティアの新たな人材の発掘等の支援などを通じて、学校を拠点とした地域の絆づくりを推進します。
- (2) 放課後支援活動（放課後子ども教室）の充実
放課後子ども教室を開設し、地域の子ども、大人が自由に参加でき、ふれあえる場を提供します。
- (3) 地域を基盤とした子ども会の活動支援
子どもたちに一番身近な地域での仲間活動により、心身の健全な育成を促し、学校や家庭での教育とともに重要な教育活動である「子ども会」の活動を支援します。また、近年の少子化等の現状から、今後、新たな枠組みや地域コミュニティ組織の育成・連携を図ります。
- (4) 世代間交流の推進
高齢者が進んで学習活動やスポーツを楽しむことのできる環境整備と支援を行うことにより、子どもたちとの交流の場を創出します。
- (5) 青少年健全育成のための組織支援
青少年の健全育成のために活動する団体の活動を支援するとともに、その団体と行政機関や企業等が協力・連携できる機会をつくり、協働の輪を広げます。

推進指標

指標名	単位	前期目標	現状	R5年度
学校支援ボランティアの登録者数	人	500	265	300
放課後子ども教室に参加した地域住民の数	延べ人数	700	793	800

4 コミュニティ・スクールの充実

【施策の基本方針】

- 学校と地域とが目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともに歩む学校」となることを目指して、コミュニティ・スクールの充実を図ることで、将来の胎内市を担う人材の育成や学校を核とした地域づくりを推進します。
- 地域学校協働活動により、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を構築し、地域住民が学校の教育活動を通して絆を形成し、コミュニティーへの参画や学校課題及び地域課題の解決を図っていただけるようにします。

重点的な取組

(1) 学校と地域で課題・目標・ビジョンの共有

学校と地域住民が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、そのために「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、互いにパートナーとして連携・協働した取組を進めていくために、コミュニティ・スクールの母体である学校運営協議会における熟議等を充実します。

(2) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との連携・協働

学校運営協議会での協議や熟議での結果を踏まえ、幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動をPDCAサイクルで行うことにより、学校課題及び地域課題の解決を図るよう努めます。

(3) 「社会に開かれた教育課程」^{注1}の実現

教育目標達成に向け、地域の人的・物的資源を生かした教育課程を編成し、学校運営協議会等で共有するとともに、多くの地域住民の参画による地域学校協働活動を実施していくことで実現を図ります。

(4) コミュニティ・スクールに係る研修会等の実施

学校と地域の連携・協働体制を構築するためには、学校運営協議会委員や地域コーディネーター、地域連携担当職員等の役割が重要となってきます。コミュニティ・スクールに関わる方々への研修、情報交換等の実施により、その充実を図ります。

注1：より良い学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

推 進 指 標

指 標 名	単 位	前 期 目 標	現 状	R 5 年 度
学校運営協議会委員が「目指す子ども像」の具現化が図られたと答えた割合	%	—	—	80
「社会に開かれた教育課程」の実現に向け取り組んでいる学校数	校	—	—	9
コミュニティ・スクールに係る市の研修会・情報交換会の実施	回	—	—	2